

## I いじめ防止等のための対策に対する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、誰にでも起こりうる問題であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの問題の多くは、学校生活における人間関係に起因しているため、すべての児童が安心して学校生活を送り、生き生きと活動できるよう、教育実践を行うことにより防止につながるものとする。いかなる場合においても「いじめは絶対に許されない」ということを児童が認識し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにしていく必要がある。いじめられた児童の生命・心身の保護が最重要ととらえて、いじめ問題に取り組んでいく。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法 § 2）

この定義をふまえて、いじめられた児童の心情に寄り添い、その立場にたって「いじめ」にあたるかどうかを判断する必要がある。

### 3 いじめの基本認識

いじめは、どの学校にも、どの学級でも、その子どもにも起こりうるものである。「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり集中的に行われたりすることで、生命・身体に重大な危険を生じさせるものである。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- ・教職員一人一人がいじめについての認識をしっかりともつ。
- ・一人一人の児童を理解し、信頼関係を深める。
- ・児童が自分の居場所を感じられるような学級経営に努める。
- ・児童が生き生きと学習する授業改善に努める。

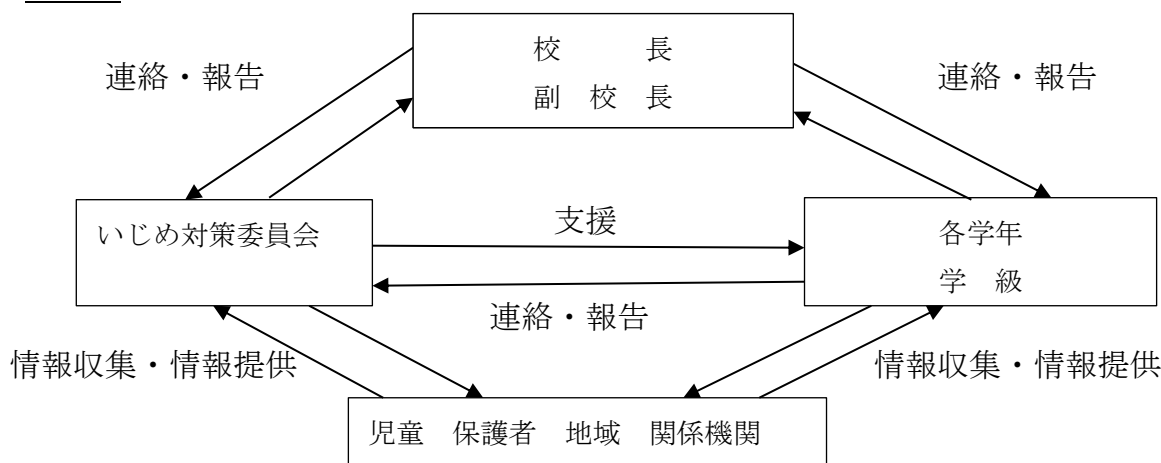
- ・児童の思いやりの心や命の大切さ、善悪を判断する力を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・児童一人一人の変化に気づくよう鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・「いじめ」の構造や対処等について理解を深める。
- ・児童や保護者の立場にたって聞く姿勢を持つ。
- ・情報や気になることについて報告や連絡を行い共有し、協力する意識を持つ。
- ・特に配慮が必要な児童については、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うように努め、専門機関や保護者との連携を図る。

## 2 児童に培う力とその取組

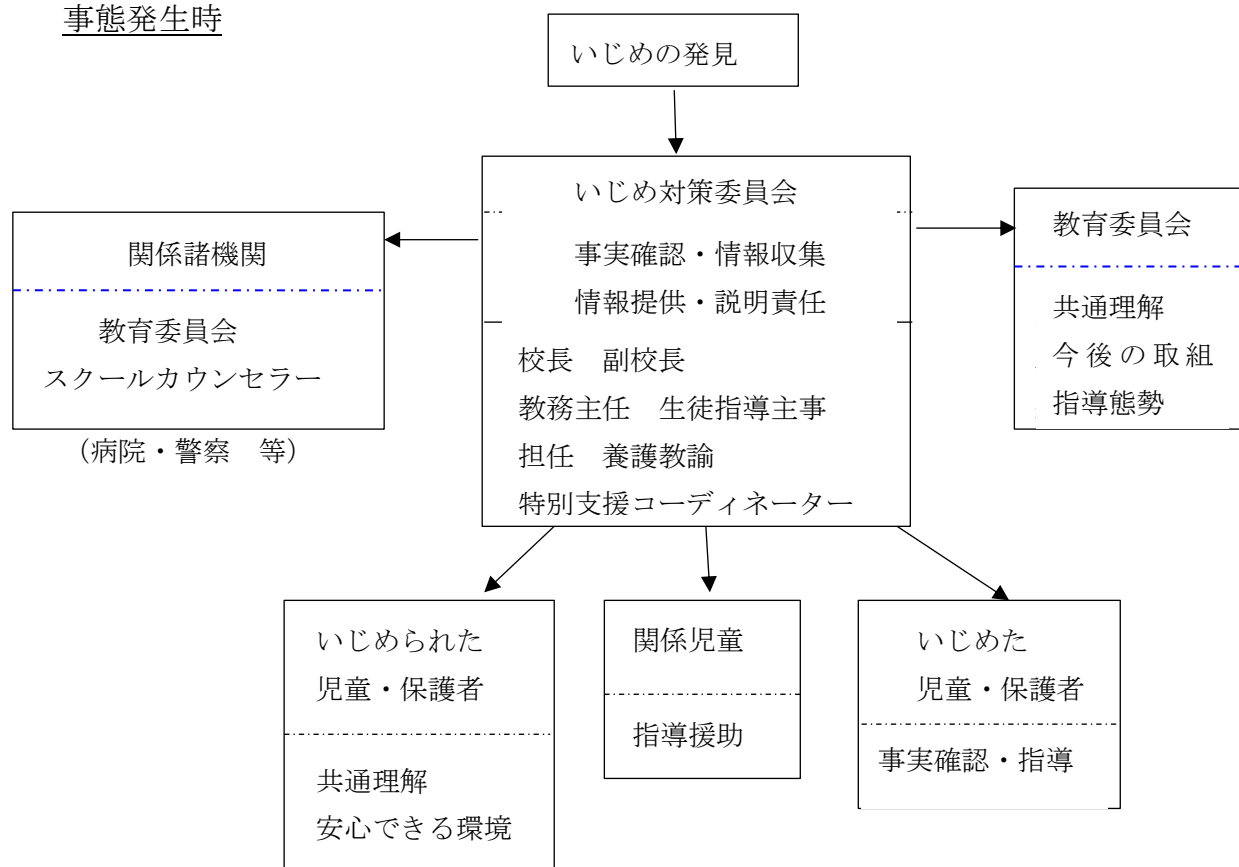
- ・思いやりの心を持ち、言葉遣いや行動、態度について考えることができるようにする。
  - ・学校や学級のルールを守ろうとする規範意識を持つことができるようにする。
  - ・学級や学校の中で児童一人一人が認められ、学級や学校の一員として自己有用感を自覚できるようにする。
  - ・相手を尊重する気持ち、相手に対する感謝の気持ちを持つことができるようにする。
  - ・さまざまな活動を通して、「何がいじめなのか」「いじめは決して許されない。」という意識を持つことができるようにする。
  - ・「いじめ」を見たら、先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解できるようにする。
  - ・特に配慮が必要な児童への理解を深め、適切な接し方を試み、共に成長しようとする
- 気持ちを育てる。

## 3 いじめ防止のための組織

### いじめ対策委員会 平常時



## 事態発生時



## 4 児童の主体的な取組

児童会として計画的に主体的に取り組む。

- ・学年にとらわれずに人間関係づくりができるように、全校ゲームを通してふれあう機会を設ける。(一年生を迎える会、児童会朝会、六年生を送る会など)
- ・思いやりが表れた言葉や行動について全校に紹介し、言葉や行動について考える機会を設ける。(やさしい木の取り組み、あいさつ名人の紹介など)
- ・児童全員で力を合わせ、一人一人が有用感を持つことができる取り組みを行う。(学習発表会の全校「大きな絵」の取り組み、各行事の「がんばりカード」の取り組みなど)

## 5 家庭・地域との連携

- ・児童の変化や児童からの告白があったときには、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを伝え、理解と協力をお願いする。(学級懇談会、地区懇談会など)

## 6 教職員研修

- ・児童が生き生きと学習する授業改善に努め、研究授業をはじめ、お互いに授業を参観し、授業の改善に努める。
- ・必要に応じて、T T形式での授業を行い、きめ細やかな指導を行う。
- ・年間計画に応じた学習参観により、保護者・地域に授業を公開し、改善に努める。(教科 年2回 道徳 年1回 学級活動 年1回)
- ・「いじめ」問題に関する研修を年度初めに行い、Q-U調査をもとに、いごごちのよい学級にするための分析と事例研修会を行う。(年2回 8月 1月)
- ・いじめ問題の取り組みについてチェックポイントによる自己診断を行う。(年3回 6月 11月 2月)
- ・スクールカウンセラーによる研修会を年1回行う。

## Ⅲ 早期発見の在り方

### 1 いじめの早期発見

- ・いじめの兆候を見逃さないように、児童の様子を担当はじめ全職員で見守り、気づいたことを確実に共有し、迅速な対応に努める。
- ・気になる変化や行動について明確に伝え、職員で情報を共有する。(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)
- ・職員会議や職員朝会などで、学級の様子や児童の様子を共有し、全職員で積極的に声かけを行ったり、かかわりをもったりして、児童が安心して活動できるようにする。
- ・全校で取り組んでいる日記で日常的に子どもの生活を把握し、児童との信頼関係を築く。

### 2 アンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

- ・児童を対象としたアンケートの実施(年5回)  
(6月・11月 Q-Uの実施 7月・12月・2月 ふりかえりカード)
- ・保護者を対象としたアンケート調査(年2回 9・12月)
- ・教育相談を通じた児童からの聞き取り調査(年3回 7月・12月・2月)
- ・スクールカウンセラーによる教育相談(1人2回 必要に応じて回数を増やす)

### 3 相談窓口の紹介

困っていることや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。また、いじめられている児童や保護者からの相談は、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を守る姿勢をもって対応する。また、いじめの兆候を発見したときは、教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- いじめ相談（児童・保護者）……………全職員が対応
  - スクールカウンセラーの活用……………養護教諭
  - 地域からの相談窓口……………副校長
  - インターネットを通じて行われるいじめ相談…学校または所轄警察署
- ※釜石市いじめ相談窓口  
※24時間いじめ相談窓口（県教委）…019-623-7830（24時間対応）

#### 4 地域や家庭との連携

- ・児童の変化や児童からの告白があったときには、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携が大切であることを伝え、理解と協力をお願いする。（学級懇談会、地区懇談会など）

### IV いじめに対する措置（早期発見・組織対応）

#### 1 素早い事実確認・報告・相談

- ・担任をはじめ全教職員で児童の様子を見守り、いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ対策委員会に報告し対応する。
- ・児童の様子やアンケートなどから児童の変化に気づいたら、いじめ対策委員会のもと早期に事実関係を把握する。
- ・児童や保護者から相談があった「いじめ」について、学校として組織的な体制のもと早期に事実関係を把握する。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ対策委員会を通して校内で情報を共有し、一人で抱え込むことのないように、組織的に対応する。

#### 2 被害者を守る姿勢・加害者への指導

- ・いじめられている児童やその保護者からの訴えには、その立場にたって丁寧に対応し、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や有用感が感じられるような励ましを行う。
- ・いじめている児童に対しては「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、いじめている行為をやめさせる。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・いじめることが、どれだけ相手を傷つけ苦しめているかを気づかせるような指導を行う。

### 3 発見・通報を受けての組織的な対応

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ対策委員会がいじめとして対応すべき事案がどうかを判断し、いじめであると判断された場合、問題解消までいじめ対策委員会が責任を持つ。
- ・通常考えられるいじめ対応は、いじめ対策委員会が行い、いじめが「重大事態」と判断された場合は、教育委員会に報告・連絡し必要な対応を行う。

### 4 被害・加害児童の保護者に対する対応

- ・いじめられている児童やその保護者からの訴えには、その立場にたって丁寧に対応し、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて、情報提供を行う。
- ・いじめた児童の保護者に対しても確認された事実について情報を提供し、共通理解を図りながら、問題の解決に努める。

### 5 集団へのはたらきかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えることができるように指導する。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識を持ち、「いじめを根絶しよう」とする態度を行き渡らせる指導をする。
- ・全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団作りをすすめられるようにする。

### 6 警察との連携

- ・学校のみでの対応が困難とされる場合には、教育委員会と相談して対応を考え、必要に応じて所轄警察署や外部の専門機関と連携し対応する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

### 7 ネットいじめへの対応

- ・インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、被害の拡大を避けるため、教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、対応する。
- ・インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話、スマートフォンが大部分であることから、家庭の協力を得る。

## V 重大事態への対処

## 1 調査組織の設置と調査の実施

### 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法 § 28)

児童や保護者からいじめられて重大事態にいたったという申し立てがあったときには重大事態が発生したものと報告・調査する。

重大事態が発生した際は、直ちに教育委員会に相談する。

## 2 重大事態の調査・報告

- ・重大事態が生じた場合は、教育委員会の判断により、事案の調査を行う。これまでの経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えを踏まえて調査の主体を決定する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童や保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、その結果を関係諸機関に速やかに報告する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ・いじめられた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて、情報提供を行う。

## 3 関係機関との連携

- ・いじめられた事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

## VI 学校評価

### 1 いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止にかかわる取組に関する事及びいじめの早期発見にかかわる取組に関する事を学校評価の項目に加え、適正に評価する。
- ・学校評価を受けて、取組の分析を行い改善に努める。

### 2 地域や家庭との連携

- ・地域全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切である。
- ・健全育成について話し合いを継続して行う。

### 3 校内におけるいじめ防止などにおけるPDC Aサイクル

- ・学校評価においては、年度ごとの取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取り組みの改善に生かす。